

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成21年9月29日（火曜日）

号外第53号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	課)	1
○規則		神奈川県地球温暖化対策計画書審査会規則（環境計画課）	73

## 規 則

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則をここに公布する。

平成21年9月29日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第73号

### 神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則

(新エネルギー等)

**第1条** 神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第5号に規定する太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽光
- (2) 風力
- (3) 水力（かんがい、利水、砂防その他の発電以外の用途に供される工作物に設置される出力が1,000キロワット以下である発電設備を利用する発電に利用するものに限る。）
- (4) 地熱
- (5) バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）
- (6) 太陽熱
- (7) 雪、氷（冷凍機器を用いて生産したものを除く。）又は水を熱源とする熱

2 条例第2条第5号に規定する温室効果ガスの排出の抑制に著しく寄与する機械器具であって規則で定めるものは、電気自動車、燃料電池その他の知事が指定する機械器具とする。

3 前項の機械器具の指定は、神奈川県公報により行う。

(特定大規模事業者)

**第2条** 条例第4条第2項に規定する規則で定める事業者（以下「特定大規模事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 県内に設置しているすべての工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）に係る前年度（一の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の前の年度をいう。以下同じ。）において使用した燃料の量並びに前年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ知事が

別に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）の合計量が1,500キロリットル以上である事業者（次号に該当する事業者を除く。）

- (2) 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）が設置している工場等におけるエネルギー（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の使用の条件に関する事項であって知事が別に定めるものに係る定めがあるもの（以下「連鎖化事業」という。）を行う者（以下この号及び次条第11項において「連鎖化事業者」という。）のうち、当該連鎖化事業者が県内に設置しているすべての工場等及び当該加盟者が県内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等の前年度における原油換算エネルギー使用量の合計量が1,500キロリットル以上である事業者

- (3) 前年度の3月31日現在において自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条各号に掲げる自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）であって県内に使用の本拠の位置を有するもの（以下「対象自動車」という。）を100台以上使用する事業者

(事業活動温暖化対策計画書)

**第3条** 条例第11条第1項に規定する事業活動温暖化対策計画書は、事業活動温暖化対策計画書（特定大規模事業者用）（第1号様式）により作成するものとする。

2 条例第11条第1項に規定する規則で定める日は、特定大規模事業者となった日の属する年度（条例第14条に規定する計画期間（以下単に「計画期間」という。）の2年度目以後の各年度を除く。）の7月31日とする。

3 条例第11条第1項第2号に掲げる事項は、特定大規模事業者が県内に設置しているすべての工場等（前条第2号に該当する場合にあつては、当該特定大規模事業者が行う連鎖化事業に係る加盟者が県内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等を含む。以下同じ。）又は使用するすべての対象自動車に

係る基準排出量(特定大規模事業者となった日の属する年度の前年度(以下「基準年度」という。)における排出量(事業活動に伴って発生するエネルギー起源二酸化炭素(エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素をいう。以下同じ。))を知事が別に定めるところにより算定したものをいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))の合計量について記載するものとする。ただし、これによることが著しく不合理である場合は、基準年度並びに当該基準年度の前年度及び前々年度の各年度における県内に設置しているすべての工場等又は使用するすべての対象自動車に係る排出量の合計量を合計したものの3分の1に相当する数量を基準排出量の合計量とするものとする。

4 排出量を排出量原単位(排出量を原単位の指標(生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該排出量と密接な関係を持つ値をいう。以下同じ。))で除して得た値。以下同じ。))により算定している特定大規模事業者(以下「原単位使用特定大規模事業者」という。))である場合における条例第11条第1項第2号に掲げる事項は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項について記載するものとする。

- (1) 使用する原単位の指標の種類及び排出量原単位の単位
- (2) 基準年度における県内に設置しているすべての工場等又は使用するすべての対象自動車に係る排出量原単位
- (3) 当該原単位の指標を使用する理由(生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量以外の値を原単位の指標として使用する場合に限る。)

5 条例第11条第1項第4号に掲げる事項は、計画期間が終了する日の属する年度(以下「最終年度」という。))における県内に設置しているすべての工場等又は使用するすべての対象自動車に係る目標とする排出量の合計量及び目標とする排出量の削減率(最終年度における目標とする排出量を計画期間の初年度の前年度における排出量で除して得た率を1から控除して得た率をいう。以下「目標削減率」という。)、エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標の設定に関する説明並びに当該目標を達成するための措置(新エネルギー等の導入その他の具体的な措置を含む。以下同じ。))の内容について記載するものとする。この場合において、原単位使用特定大規模事業者にあつては、最終年度における県内に設置しているすべての工場等又は使用するすべての対象自動車に係る目標とする排出量原単位及び目標削減率に相当する率を併せて記載するものとする。

6 特定大規模事業者が県内にエネルギー管理指定工場等(第一種エネルギー管理指定工場等(エネルギーの使用の合理化に関する法律第7条第2項に規定する第一種エネルギー管理指定工場及びこれに相当する事務所その他の事業場をいう。次項第8号アにおいて同じ。))及び第二種エネルギー管理指定工場等(同法第17条第2項に規定する第二種エネルギー管理指定工場及びこれに相当する事務所その他の事業場をいう。同号アにおいて同じ。))をいう。以下同じ。))を設置している場合にあつては、そのエネルギー管理指定工場等ごとに、当該エネルギー管理指定工場等に係る基準排出量、最終年度における目標とする排出量及び目標削減率並びにエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標の設定に関する説明を記載するものとする。この場合に

において、当該特定大規模事業者が原単位使用特定大規模事業者であるときは、そのエネルギー管理指定工場等ごとに、当該エネルギー管理指定工場等に係る第4項第1号及び第3号に掲げる事項、基準年度における排出量原単位並びに最終年度における目標とする排出量原単位及び目標削減率に相当する率を併せて記載するものとする。

7 条例第11条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前条各号のうち当該特定大規模事業者が該当する号
- (2) 前条第1号又は第2号に該当する場合にあつては、基準年度における県内に設置しているすべての工場等に係る原油換算エネルギー使用量の合計量(条例第57条第2項の規定により条例第11条の規定を適用しないこととした区域がある場合にあつては、当該合計量及び当該区域を除いた区域に設置しているすべての工場等に係る基準年度における原油換算エネルギー使用量の合計量)
- (3) 前条第3号に該当する場合にあつては、基準年度の3月31日現在において使用する対象自動車の台数(条例第57条第2項の規定により条例第11条の規定を適用しないこととした区域がある場合にあつては、当該台数及び当該区域を除いた区域を使用の本拠の位置とする対象自動車の台数並びに当該対象自動車に電気自動車、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されている自動車をいう。)、ハイブリッド自動車(内燃機関を有し、併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いる自動車であつて、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が高ブリッド自動車又はプラグインハイブリッド自動車であることが記載されている自動車をいう。))又はディーゼル代替LPガス自動車(液化石油ガスを燃料とする自動車のうち、ディーゼル車に代替する自動車をいう。))以下これらを「電気自動車等」という。))が含まれる場合にあつては、その種類別の台数及び当該台数が当該対象自動車の総数に占める割合)
- (4) 統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件(平成21年総務省告示第175号。以下「日本標準産業分類」という。))に定める大分類及び中分類
- (5) 計画期間
- (6) 当該特定大規模事業者が設置しているすべての工場等又は使用するすべての前条第3号の自動車に関する次に掲げる事項(事業活動温暖化対策計画書(特定大規模事業者用)の内容を理解するために必要と認められる場合に限る。))
  - ア 第3項に規定する事項に相当する事項
  - イ 原単位使用特定大規模事業者にあつては、第4項第1号及び第2号に掲げる事項に相当する事項
  - ウ 第5項に規定する事項(エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標の設定に関する説明及び当該目標を達成するための措置の内容を除く。))に相当する事項
- (7) 温室効果ガスの排出の抑制に寄与する製品の開発その他の

温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組に係る事項

(8) 前条第1号又は第2号に該当する場合にあっては、県内のエネルギー管理指定工場等に関する次に掲げる事項

ア 第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等の別

イ 名称及び所在地

ウ 日本標準産業分類に定める細分類番号

エ 実施する事業の名称

オ 規模

カ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための対策の区分及び内容

(9) 前条第1号又は第2号に該当する場合にあっては、県内のエネルギー管理指定工場等以外の工場等（基準年度における原油換算エネルギー使用量が1,000キロリットル以上のものに限る。）に関する次に掲げる事項

ア 名称及び所在地

イ 日本標準産業分類に定める細分類番号

ウ 実施する事業の名称

エ 基準年度における原油換算エネルギー使用量

8 第1項の事業活動温暖化対策計画書（特定大規模事業者用）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 基準排出量の算定の根拠を明らかにする書類（前条第1号又は第2号に該当する場合にあっては、県内のエネルギー管理指定工場等ごとの基準排出量に係るものを含む。）

(2) エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための措置の内容を確認できる書類（県内のエネルギー管理指定工場等に係るものに限る。）

9 条例第11条第3項（同条第5項において準用する場合（中止の場合を除く。）を含む。）の規定による届出は、事業活動温暖化対策計画変更（廃止・休止・再開）届出書（第2号様式）により行うものとする。

10 条例第11条第4項に規定する事業活動温暖化対策計画書は、事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）（第3号様式）により作成するものとし、同条第5項において準用する同条第1項に規定する規則で定める日は、7月31日とする。

11 条例第11条第5項において準用する同条第1項第2号に掲げる事項は、前項の事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）を提出する日の属する年度の前年度における中小規模事業者等（条例第11条第4項に規定する「中小規模事業者等」をいう。以下同じ。）が県内に設置しているすべての工場等（当該中小規模事業者等が連鎖化事業者である場合にあっては、当該中小規模事業者等が行う連鎖化事業に係る加盟者が県内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等を含む。以下同じ。）又は使用するすべての対象自動車に係る排出量の合計量について記載するものとする。ただし、これによることが著しく不合理である場合は、当該前年度並びに当該前年度の前年度及び前々年度の各年度における県内に設置しているすべての工場等又は使用するすべての対象自動車に係る排出量の合計量を合計したものの3分の1に相当する数量を排出量の合計量とするものとする。

12 排出量を排出量原単位により算定している中小規模事業者等

（以下「原単位使用中小規模事業者等」という。）である場合における条例第11条第5項において準用する同条第1項第2号に掲げる事項は、前項に規定するもののほか、第4項第1号及び第3号に掲げる事項並びに第10項の事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）を提出する日の属する年度の前年度における県内に設置しているすべての工場等又は使用するすべての対象自動車に係る排出量原単位を併せて記載するものとする。

13 条例第11条第5項において準用する同条第1項第4号に掲げる事項は、最終年度における県内に設置しているすべての工場等又は使用するすべての対象自動車に係る目標とする排出量の合計量及び目標削減率、エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標の設定に関する説明並びに当該目標を達成するための措置の内容について記載するものとする。この場合において、原単位使用中小規模事業者等にあっては、最終年度における県内に設置しているすべての工場等又は使用するすべての対象自動車に係る目標とする排出量原単位及び目標削減率に相当する率を併せて記載するものとする。

14 条例第11条第5項において準用する同条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該中小規模事業者等が対象自動車に係る第10項の事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）を作成する場合にあっては、当該計画書を提出する日の属する年度の前年度の3月31日現在において使用する対象自動車の台数並びに電気自動車等が含まれる場合にあっては、その種類別の台数及び当該台数が当該対象自動車の総数に占める割合

(2) 県内に設置している工場等に関する次に掲げる事項

ア 名称及び所在地

イ 日本標準産業分類に定める細分類番号

ウ 実施する事業の名称

エ 第10項の事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）を提出する日の属する年度の前年度における原油換算エネルギー使用量

(3) 第7項第4号、第5号及び第7号に掲げる事項

15 第10項の事業活動温暖化対策計画書（中小規模事業者等用）には、排出量の算定の根拠を明らかにする書類を添付しなければならない。

16 条例第11条第5項において読み替えて準用する同条第3項の規定による当該事業活動温暖化対策計画書に係る計画を中止したときの届出は、事業活動温暖化対策計画中止届出書（第4号様式）により行うものとする。

（排出状況報告書）

**第4条** 条例第14条に規定する排出状況報告書は、同条に規定する計画書提出事業者（以下単に「計画書提出事業者」という。）が特定大規模事業者の場合にあっては排出状況報告書（特定大規模事業者用）（第5号様式）により、中小規模事業者等の場合にあっては排出状況報告書（中小規模事業者等用）（第6号様式）により作成するものとする。

2 前項の排出状況報告書（特定大規模事業者用）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 条例第11条第1項第1号に掲げる事項

- (2) 報告対象年度(報告の対象となる年度をいう。以下同じ。)
- (3) 第2条第1号又は第2号に該当する場合にあっては、報告対象年度における県内に設置しているすべての工場等に係る原油換算エネルギー使用量の合計量(条例第57条第2項の規定により条例第11条の規定を適用しないこととした区域がある場合にあっては、当該合計量及び当該区域を除いた区域に設置しているすべての工場等に係る報告対象年度における原油換算エネルギー使用量の合計量)
- (4) 第2条第3号に該当する場合にあっては、報告対象年度の3月31日現在において使用する対象自動車の台数(条例第57条第2項の規定により条例第11条の規定を適用しないこととした区域がある場合にあっては、当該台数及び当該区域を除いた区域を使用の本拠の位置とする対象自動車の台数並びに当該対象自動車に電気自動車等が含まれる場合にあっては、その種類別の台数及び当該台数が当該対象自動車の総数に占める割合)
- (5) 前条第3項、第4項第1号及び第2号、第5項(最終年度における県内に設置しているすべての工場等又は使用するすべての対象自動車に係る目標とする排出量の合計量及び排出量原単位に限る。)、第6項(県内のエネルギー管理指定工場等に係る基準排出量、基準年度における排出量原単位、最終年度における目標とする排出量及び排出量原単位並びに第4項第1号に係る事項に限る。)並びに第7項第1号、第4号から第6号(同号ウに規定する事項のうち、目標削減率及び目標削減率に相当する率に係る部分を除く。)まで並びに第8号イ及びオに掲げる事項
- (6) 報告対象年度における県内に設置しているすべての工場等又は使用するすべての対象自動車に係る排出量の合計量及び原単位使用特定大規模事業者(特定大規模事業者)にあっては、排出量原単位(設置しているすべての工場等又は使用するすべての第2条第3号の自動車に関する事項(排出状況報告書(特定大規模事業者用)の内容を理解するために必要と認められる場合に限る。))及び県内のエネルギー管理指定工場等に関する事項を含む。)
- (7) 報告対象年度におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明(エネルギー管理指定工場等に関する事項を含む。)
- 3 第1項の排出状況報告書(特定大規模事業者用)には、報告対象年度における排出量の算定の根拠を明らかにする書類(第2条第1号又は第2号に該当する場合にあっては、県内のエネルギー管理指定工場等ごとの排出量に係るものを含む。)を添付しなければならない。
- 4 第1項の排出状況報告書(中小規模事業者等用)には、次に掲げる事項(条例第11条第4項の規定により提出した事業活動温暖化対策計画書に記載された事項に関する事項に限る。)を記載するものとする。
- (1) 条例第11条第1項第1号に掲げる事項
  - (2) 第2項第2号に掲げる事項
  - (3) 前条第7項第4号及び第5号、第11項、第12項(第4項第3号に係る部分を除く。)、第13項(最終年度における県内に設置しているすべての工場等又は使用するすべての対象自動車

に係る目標とする排出量の合計量及び排出量原単位に限る。))に規定する事項

- (4) 報告対象年度における県内に設置しているすべての工場等又は使用するすべての対象自動車に係る排出量の合計量及び原単位使用中小規模事業者等にあっては、排出量原単位
  - (5) 報告対象年度におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明
  - (6) 当該中小規模事業者等が対象自動車に係る前条第10項の事業活動温暖化対策計画書(中小規模事業者等用)を提出した場合にあっては、報告対象年度の3月31日現在において使用する対象自動車の台数並びに電気自動車等が含まれる場合にあっては、その種類別の台数及び当該対象自動車の総数に占める割合
- 5 第1項の排出状況報告書(中小規模事業者等用)には、報告対象年度における排出量の算定の根拠を明らかにする書類を添付しなければならない。
- 6 条例第14条に規定する規則で定める日は、7月31日とする。(結果報告書)

**第5条** 条例第15条に規定する規則で定める日は、計画期間が終了する場合にあっては最終年度の翌年度の7月31日とし、条例第11条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による届出(事業活動温暖化対策計画書に記載された事業の廃止(同項において準用する場合にあっては、当該廃止及び計画の中止)に係るものに限る。)をした場合にあっては当該届出をした日の翌日から起算して90日を経過した日とする。

2 条例第15条に規定する結果報告書は、計画書提出事業者が特定大規模事業者の場合にあっては結果報告書(特定大規模事業者用)(第7号様式)により、中小規模事業者等の場合にあっては結果報告書(中小規模事業者等用)(第8号様式)により作成するものとする。

3 前項の結果報告書(特定大規模事業者用)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 条例第11条第1項第1号及び第5号に掲げる事項
- (2) 第2条第1号又は第2号に該当する場合にあっては、最終年度における県内に設置しているすべての工場等に係る原油換算エネルギー使用量の合計量(条例第57条第2項の規定により条例第11条の規定を適用しないこととした区域がある場合にあっては、当該合計量及び当該区域を除いた区域に設置しているすべての工場等に係る報告対象年度における原油換算エネルギー使用量の合計量)
- (3) 第2条第3号に該当する場合にあっては、最終年度の3月31日現在において使用する対象自動車の台数(条例第57条第2項の規定により条例第11条の規定を適用しないこととした区域がある場合にあっては、当該台数及び当該区域を除いた区域を使用の本拠の位置とする対象自動車の台数並びに当該対象自動車に電気自動車等が含まれる場合にあっては、その種類別の台数及び当該台数が当該対象自動車の総数に占める割合)
- (4) 第3条第3項、第4項第1号及び第2号、第5項(目標削減率、目標削減率に相当する率及びエネルギー起源二酸化炭

素の排出の削減の目標の設定に関する説明を除く。)、第6項(目標削減率、目標削減率に相当する率、エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標の設定に関する説明及び第3条第4項第3号に係る事項を除く。)並びに第7項(第2号、第3号、第6号ウに規定する事項のうち目標削減率及び目標削減率に相当する率に係る部分並びに第9号を除く。)に規定する事項

(5) 計画期間の各年度における県内に設置しているすべての工場等又は使用するすべての対象自動車に係る排出量の合計量及び原単位使用特定大規模事業者にあつては、排出量原単位(設置しているすべての工場等又は使用するすべての第2条第3号の自動車(結果報告書(特定大規模事業者用)の内容を理解するために必要と認められる場合に限る。))及び県内のエネルギー管理指定工場等に関する事項を含む。)

(6) 県内に設置しているすべての工場等又は使用するすべての対象自動車に係る排出量の削減率(最終年度における排出量を計画期間の初年度の前年度における排出量で除して得た率を1から控除して得た率をいう。以下同じ。))及び原単位使用特定大規模事業者にあつては、県内に設置しているすべての工場等又は使用するすべての対象自動車に係る排出量の原単位削減率(最終年度における排出量原単位を計画期間の初年度の前年度における排出量原単位で除して得た率を1から控除して得た率をいう。以下同じ。)) (設置しているすべての工場等又は使用するすべての第2条第3号の自動車(結果報告書(特定大規模事業者用)の内容を理解するために必要と認められる場合に限る。))及び県内のエネルギー管理指定工場等に関する事項を含む。)

(7) 計画期間内におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明(県内のエネルギー管理指定工場等に関する事項を含む。))

(8) 第2条第1号又は第2号に該当する場合にあつては、県内のエネルギー管理指定工場等以外の工場等(最終年度における原油換算エネルギー使用量が1,000キロリットル以上のものに限る。))に関する次に掲げる事項

ア 名称及び所在地

イ 日本標準産業分類に定める細分類番号

ウ 実施する事業の名称

エ 最終年度における原油換算エネルギー使用量

(9) 県内のエネルギー管理指定工場等に関するエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための対策の実施状況(未実施の場合にあつては、その理由)

4 第2項の結果報告書(特定大規模事業者用)には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 最終年度における排出量の算定の根拠を明らかにする書類(第2条第1号又は第2号に該当する場合にあつては、県内のエネルギー管理指定工場等ごとの排出量に係るものを含む。)

(2) 計画期間内におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための措置の内容を確認できる書類(県内のエネルギー管理指定工場等に係るものに限る。))

5 第2項の結果報告書(中小規模事業者等用)には、次に掲げ

る事項(条例第11条第4項の規定により提出した事業活動温暖化対策計画書に記載された事項に関する事項に限る。)に記載するものとする。

(1) 条例第11条第1項第1号及び第5号に掲げる事項

(2) 第3条第11項、第12項(第4項第3号に係る部分を除く。)、第13項(目標削減率、目標削減率に相当する率及びエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標の設定に関する説明を除く。))及び第14項(第1号及び第2号エを除く。))並びに工場等に係る第3条第10項の事業活動温暖化対策計画書(中小規模事業者等用)を提出した場合にあつては、当該工場等ごとの最終年度における原油換算エネルギー使用量

(3) 計画期間の各年度における県内に設置しているすべての工場等又は使用するすべての対象自動車に係る排出量の合計量及び原単位使用中小規模事業者等にあつては、排出量原単位

(4) 最終年度における県内に設置しているすべての工場等又は使用するすべての対象自動車に係る削減率及び原単位使用中小規模事業者等にあつては、原単位削減率

(5) 計画期間内におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明

(6) 当該中小規模事業者等が対象自動車に係る第3条第10項の事業活動温暖化対策計画書(中小規模事業者等用)を提出した場合にあつては、最終年度の3月31日現在において使用する対象自動車の台数並びに電気自動車等が含まれる場合にあつては、その種類別の台数及び当該台数が当該対象自動車の総数に占める割合

6 第2項の結果報告書(中小規模事業者等用)には、最終年度における排出量の算定の根拠を明らかにする書類を添付しなければならない。

(事業活動温暖化対策計画書等の概要の公表)

**第6条** 条例第16条に規定する規則で定める事項のうち、事業活動温暖化対策計画書に係る事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 計画書提出事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 条例第11条第1項第3号及び第5号に掲げる事項

(3) 特定大規模事業者にあつては、第3条第3項から第5項まで及び第7項(第2号、第8号オ及びカ並びに第9号に掲げる事項を除く。))に規定する事項

(4) 中小規模事業者等にあつては、第3条第11項から第13項まで並びに第14項第1号及び第3号に掲げる事項

2 条例第16条に規定する規則で定める事項のうち、排出状況報告書に係る事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第4条第2項第2号及び前項第1号に掲げる事項

(2) 特定大規模事業者にあつては、第3条第3項、第4項第1号及び第2号、第5項(最終年度における県内に設置しているすべての工場等又は使用するすべての対象自動車に係る目標とする排出量の合計量及び排出量原単位に限る。))並びに第7項(第2号、第3号、第6号ウ(目標削減率及び目標削減率に相当する率に係る部分に限る。))及び第7号から第9号までに掲げる事項を除く。))並びに第4条第2項第4号、第6号及び第7号(エネルギー管理指定工場等に関する部分を除く。))

<p>に掲げる事項</p> <p>(3) 中小規模事業者等にあつては、第3条第11項、第12項(第4項第3号に係る部分を除く。)、第13項(最終年度における県内に設置しているすべての工場等又は使用するすべての対象自動車に係る目標とする排出量の合計量及び排出量原単位に限る。))及び第14項第3号(第7項第7号に係る部分を除く。))並びに第4条第4項第4号から第6号までに掲げる事項</p> <p>3 条例第16条に規定する規則で定める事項のうち、結果報告書に係る事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 第1項第1号に掲げる事項</p> <p>(2) 条例第11条第1項第5号に掲げる事項</p> <p>(3) 特定大規模事業者にあつては、第3条第3項、第4項第1号及び第2号、第5項(目標削減率、目標削減率に相当する率及びエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標の設定に関する説明を除く。))並びに第7項(第2号、第3号、第8号才及びカ並びに第9号に掲げる事項を除く。))並びに前条第3項第3号及び第5号から第7号まで(県内のエネルギー管理指定工場等に関する事項を除く。))に掲げる事項</p> <p>(4) 中小規模事業者等にあつては、第3条第11項、第12項(第4項第3号に係る部分を除く。)、第13項(目標削減率、目標削減率に相当する率及びエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標の設定に関する説明を除く。))及び第14項第3号並びに前条第5項第3号から第6号までに掲げる事項(事業活動温暖化対策計画書の改善の求め)</p> <p><b>第7条</b> 条例第17条第2項の規定による改善の求めは、書面により行うものとする。 (特定建築物の規模)</p> <p><b>第8条</b> 条例第18条第1項に規定する規則で定める規模は、延べ面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいい、増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の同号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。))が5,000平方メートルとする。 (建築物温暖化対策計画書)</p> <p><b>第9条</b> 条例第19条第1項に規定する建築物温暖化対策計画書は建築物温暖化対策計画書(特定建築物用)(第9号様式)により、同条第3項において準用する同条第1項に規定する建築物温暖化対策計画書は建築物温暖化対策計画書(特定建築物以外の建築物用)(第10号様式)により作成するものとする。</p> <p>2 条例第19条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。))に規定する規則で定める日は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請(以下「確認申請」という。))又は同法第18条第2項の規定による計画の通知(以下「計画通知」という。))をしようとする日の21日前の日とする。</p> <p>3 条例第19条第1項第7号(同条第3項において準用する場合を含む。))に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 条例第18条第1項に規定する特定建築物(以下単に「特定建築物」という。)(条例第19条第3項において準用する場合にあつては、建築物。第3号において同じ。))の設計者に関する</p>	<p>事項</p> <p>(2) 確認申請又は計画通知の予定年月日</p> <p>(3) 当該特定建築物の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。))に係る工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日</p> <p>(4) その他知事が必要と認める事項</p> <p>4 第1項の建築物温暖化対策計画書(特定建築物用)及び建築物温暖化対策計画書(特定建築物以外の建築物用)には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 付近見取図</p> <p>(2) 配置図</p> <p>(3) 各階平面図</p> <p>(4) 立面図</p> <p>(5) 断面図</p> <p>(6) 新エネルギー等の活用に係る検討の内容を確認できる書類(特定建築物以外の建築物の規模)</p> <p><b>第10条</b> 条例第19条第3項に規定する規則で定める規模は、延べ面積が2,000平方メートルとする。 (建築物温暖化対策計画書の変更の届出)</p> <p><b>第11条</b> 条例第20条第1項に規定する規則で定める日は、条例第19条第1項第1号、第2号又は第7号に掲げる事項の変更にあつては変更しようとする日の前日とし、同項第3号から第6号までに掲げる事項の変更にあつては当該変更に係る工事に着手しようとする日の15日前の日とする。</p> <p>2 条例第20条第1項の規定による届出は、建築物温暖化対策計画変更届出書(第11号様式)により行うものとする。</p> <p>3 前項の建築物温暖化対策変更届出書には、第9条第4項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。 (新築等の中止の届出)</p> <p><b>第12条</b> 条例第21条の規定による届出は、建築物新築等中止届出書(第12号様式)により行うものとする。 (新築等の完了の届出)</p> <p><b>第13条</b> 条例第22条に規定する規則で定める日は、当該建築物温暖化対策計画書に係る建築物に関し建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第16項の規定による検査済証(次項において単に「検査済証」という。))の交付を受けた日(これにより難いと認められる場合にあつては、知事が指定する日)の翌日から起算して15日を経過した日とする。</p> <p>2 条例第22条の規定による届出は、建築物新築等完了届出書(第13号様式)により行うものとする。</p> <p>3 前項の建築物新築等完了届出書には、検査済証の写しその他当該届出に係る建築物の新築等に係る工事の完了を確認することができる書類を添付しなければならない。 (建築物温暖化対策計画書等の概要の公表)</p> <p><b>第14条</b> 条例第23条に規定する規則で定める事項のうち、条例第19条第1項又は第3項の規定による提出に係るものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 条例第20条第1項に規定する計画書提出建築主(以下単に「計画書提出建築主」という。))の氏名又は名称及び法人にあつ</p>
--	--

ては、その代表者の氏名

- (2) 条例第19条第1項第2号から第6号までに掲げる事項
  - (3) 第9条第3項第1号に掲げる事項
  - (4) 新築等に係る工事の完了予定年月日
- 2 条例第23条に規定する規則で定める事項のうち、条例第20条第1項の規定による届出に係るものは、次に掲げる事項とする。
- (1) 前項各号に掲げる事項のうち当該変更に係る事項
  - (2) 変更年月日又は変更予定年月日
- 3 条例第23条に規定する規則で定める事項のうち、条例第21条の規定による届出に係るものは、中止年月日とする。
- 4 条例第23条に規定する規則で定める事項のうち、条例第22条の規定による届出に係るものは、新築等に係る工事の完了年月日とする。

(建築物環境性能表示をすることを要する広告の基準)

**第15条** 条例第25条第1項ただし書に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、販売価格又は賃料及び間取りが表示されていることとする。

- (1) 新聞紙、雑誌、ビラ、パンフレットその他これらに類するものに掲載する広告(広告に係る面積が62,370平方ミリメートル以下であるものを除く。)であること。
- (2) 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録その他これらに類するものによる広告であること。
- (3) インターネットの利用による広告であること。

(建築物環境性能表示の表示の届出)

**第16条** 条例第26条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する規則で定める日は、条例第25条第1項の規定により条例第24条第1項に規定する建築物環境性能表示(以下単に「建築物環境性能表示」という。)を最初に表示し、又は条例第25条第2項の規定により最初に表示させた日の翌日から起算して15日を経過した日とする。

- 2 条例第26条第1項の規定による届出は、建築物環境性能表示届出書(第14号様式)により行うものとする。
- 3 前項の建築物環境性能表示届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 計画書提出建築主の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 建築物の名称及び所在地
  - (3) 建築物温暖化対策計画書の提出年月日及び受付番号
  - (4) 建築物環境性能表示を表示した者の別
  - (5) 条例第25条第2項に規定する販売等受託者に関する事項
  - (6) 広告に当該建築物環境性能表示を最初に表示し、又は表示させた日
- 4 第2項の建築物環境性能表示届出書には、条例第25条第1項若しくは第2項の規定により建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた広告又はその写しを添付しなければならない。

(建築物環境性能表示の変更の届出等)

**第17条** 条例第27条第1項に規定する規則で定める日は、同項の規定による変更後の建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた日の翌日から起算して15日を経過した日とする。

- 2 条例第27条第1項の規定による届出は、建築物環境性能表示変更届出書(第15号様式)により行うものとする。
- 3 前項の建築物環境性能表示変更届出書には、前条第3項(第6号を除く。)に掲げる事項及び変更後の建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた日を記載するものとする。
- 4 第2項の建築物環境性能表示変更届出書には、変更後の建築物環境性能表示を表示し、若しくは表示させた広告又はその写しを添付しなければならない。

(環境性能の表示)

**第18条** 条例第29条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する規則で定める日は、同条第1項の規定による掲示をした日の翌日から起算して15日を経過した日とする。

- 2 条例第29条第2項の規定による届出は、建築物環境性能表示掲示届出書(第16号様式)により行うものとする。
- 3 前項の建築物環境性能表示掲示届出書には、第16条第3項第1号から第3号までに掲げる事項及び条例第29条第1項の規定により当該建築物に環境性能を示す表示を最初に掲示した日を記載するものとする。
- 4 第2項の建築物環境性能表示掲示届出書には、前項の表示を掲示した写真を添付しなければならない。

(特定開発事業)

**第19条** 条例第33条第1項に規定する規則で定める規模は、1万平方メートルとする。

- 2 条例第33条第1項に規定する規則で定めるものは、1又は2以上の建築物の新築を伴う開発行為とする。ただし、新築しようとするすべての建築物(以下「予定建築物」という。)の延べ面積の合計が5,000平方メートル以下である場合を除く。

(特定開発事業温暖化対策計画書)

**第20条** 条例第34条第1項に規定する特定開発事業温暖化対策計画書は、特定開発事業温暖化対策計画書(第17号様式)により作成するものとする。

- 2 条例第34条第1項に規定する規則で定める日は、条例第33条第1項に規定する特定開発事業(以下単に「特定開発事業」という。)に着手しようとする日の90日前の日(これにより難いと認められる場合にあつては、知事が指定する日)とする。
- 3 条例第34条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 特定開発事業の名称及び目的
  - (2) 当該特定開発事業に係る工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
  - (3) 予定建築物が特定建築物に該当する場合にあつては、条例第19条第1項第5号に掲げる評価の目標
  - (4) その他知事が必要と認める事項

4 第1項の特定開発事業温暖化対策計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況図
- (3) 土地利用計画図
- (4) 造成計画平面図

<p>(5) 造成計画断面図</p> <p>(6) 新エネルギー等の活用に係る検討の内容を確認できる書類</p> <p>5 知事は、前項各号に掲げる書類について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）に基づいて既に提出されている他の書類と内容が同様であることにより提出の必要がないと認めるときは、同項各号に掲げる書類の添付を省略させることができる。</p> <p>（特定開発事業温暖化対策計画書の変更の届出）</p> <p><b>第21条</b> 条例第35条に規定する規則で定める日は、条例第34条第1項第1号又は第6号に掲げる事項の変更にあつては変更しようとする日の前日とし、同項第2号から第5号までに掲げる事項の変更にあつては当該変更に係る工事に着手しようとする日の15日前の日とする。</p> <p>2 条例第35条の規定による届出は、特定開発事業温暖化対策計画変更届出書（第18号様式）により行うものとする。</p> <p>3 前項の特定開発事業温暖化対策計画変更届出書には、前条第4項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。この場合においては、前条第5項の規定を準用する。</p> <p>（特定開発事業の中止の届出）</p> <p><b>第22条</b> 条例第36条の規定による届出は、特定開発事業温暖化対策計画中止届出書（第19号様式）により行うものとする。</p> <p>（特定開発事業の完了の届出）</p> <p><b>第23条</b> 条例第37条に規定する規則で定める日は、当該特定開発事業温暖化対策計画書に係る特定開発事業が完了した日の翌日から起算して15日を経過した日とする。</p> <p>2 条例第37条の規定による届出は、特定開発事業完了届出書（第20号様式）により行うものとする。</p> <p>3 前項の特定開発事業完了届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 条例第34条第1項第1号から第5号までに掲げる事項</p> <p>(2) 特定開発事業の名称</p> <p>(3) 特定開発事業温暖化対策計画書の提出年月日及び受付番号</p> <p>(4) 工事の着手年月日</p> <p>(5) 工事の完了年月日</p> <p>(6) 予定建築物が特定建築物に該当する場合にあつては、条例第19条第1項第5号に規定する評価の目標及び結果</p> <p>4 第2項の特定開発事業完了届出書には、工事の完了後の状態を確認できる書類を添付しなければならない。</p> <p>（特定開発事業温暖化対策計画書等の概要の公表）</p> <p><b>第24条</b> 条例第38条に規定する規則で定める事項のうち、条例第34条第1項の規定による提出に係るものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 条例第35条に規定する計画書提出特定開発事業者（第4項において単に「計画書提出特定開発事業者」という。）の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 条例第34条第1項第2号から第5号までに掲げる事項</p> <p>(3) 第20条第3項（第4号を除く。）に規定する事項</p> <p>2 条例第38条に規定する規則で定める事項のうち、条例第35条の規定による届出に係るものは、次に掲げる事項とする。</p>	<p>(1) 前項各号に掲げる事項のうち当該変更に係る事項</p> <p>(2) 変更年月日又は変更予定年月日</p> <p>3 条例第38条に規定する規則で定める事項のうち、条例第36条の規定による届出に係るものは、中止年月日とする。</p> <p>4 条例第38条に規定する規則で定める事項のうち、条例第37条の規定による届出に係るものは、前条第3項各号（第1号のうち、計画書提出特定開発事業者の住所又は主たる事務所の所在地に係る部分並びに第3号及び第4号を除く。）に掲げる事項とする。</p> <p>（特定開発事業温暖化対策計画書の改善の求め）</p> <p><b>第25条</b> 条例第39条第2項の規定による改善の求めは、書面により行うものとする。</p> <p>（自動車駐車場を設置し、又は管理する者等）</p> <p><b>第26条</b> 条例第45条第3項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場を設置し、又は管理する者</p> <p>(2) 店舗、遊技場、事務所その他の事業所又は公園等の施設の利用者のために設置される駐車施設を設置し、又は管理する者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、一般公共の用に供される駐車施設を設置し、又は管理する者</p> <p>(4) 自動車又は原動機付自転車を製造し、販売し、又は有償で貸し渡す事業者</p> <p>(5) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第1号に規定する給油取扱所を設置し、又は管理する者</p> <p>(6) その通行又は利用について料金が徴収される道路を管理する者</p> <p>（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業）</p> <p><b>第27条</b> 条例第49条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 環境物品等の調達に関する基本方針（平成13年環境省告示第11号）20-1(1)に掲げる判断の基準に適合する省エネルギー診断を行う事業であつて、当該省エネルギー診断を適正かつ確実に行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの</p> <p>(2) 事業者が、省エネルギーを目的として、建築物の使用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該建築物の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等（以下この号において「設計等」という。）に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業であつて、当該設計等を適正かつ確実に行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの</p> <p>(3) 第1条第1項第1号から第5号までに掲げるものを変換して得られる電気の有する地球温暖化の防止に貢献する価値を証する書面（以下この号において「証書」という。）を作成し、及び発行する事業であつて、当該証書の作成及び発行を適正かつ確実に行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの</p> <p>(4) 事業者及び県民が自らの削減が困難な温室効果ガスの排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量</p>
---	--



又は吸収量(以下この号において「クレジット」という。)を購入すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることに對し、クレジットの提供、支援等を行う事業であつて、当該提供、支援等を適正かつ確実にを行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの

(5) 条例第44条第1項に規定するエコドライブの実施の普及及び推進のため、当該エコドライブの実施に必要な知識及び技能を習得するために行う講習会を実施する事業であつて、当該講習会を適正かつ確実にを行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの

(6) 事業者及び県民に対する地球温暖化対策についての理解を深めるために行われる地球温暖化対策に関する教育及び学習を行う事業であつて、当該教育及び学習を適正かつ確実にを行うに足りるものとして知事が別に定める基準に適合するもの

(7) その他知事が他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献すると認める事業

(登録事項)

**第28条** 条例第49条第1項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 登録に係る事業の区分
- (3) 登録に係る事業の連絡先

(登録の申請)

**第29条** 条例第49条第2項の規定による申請は、温室効果ガス削減事業登録申請書(第21号様式)により行うものとする。

2 前項の申請書には、条例第49条第1項に規定する登録事項(以下単に「登録事項」という。)を確認するため知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(登録簿)

**第30条** 条例第49条第3項に規定する登録簿は、登録事項、登録番号及び登録年月日を温室効果ガス削減事業登録簿として取りまとめたものとする。

(事業の登録を拒むことができる場合)

**第31条** 条例第49条第3項ただし書に規定する事業の登録を拒むことができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該申請に係る事項に虚偽がある場合
- (2) 事業の登録に係る事業に関し法令又は条例に違反する事実がある場合
- (3) 条例第52条第2号又は第3号の規定により、事業の登録を抹消された日から起算して2年を経過していない場合
- (4) その他事業の登録をすることが適当でないとして知事が認めた場合

(登録の通知)

**第32条** 知事は、条例第49条第3項の規定により登録したときは、条例第50条第1項に規定する登録事業者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(登録等の拒否の通知)

**第33条** 知事は、条例第49条第3項ただし書又は条例第50条第2項において読み替えて準用する条例第49条第3項ただし書の規定

により登録又は変更を拒んだときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該事業者に書面により通知するものとする。

(規則で定める公表するもの)

**第34条** 条例第49条第4項に規定する規則で定めるものは、第29条第1項の申請書の別紙とする。

(変更の申請)

**第35条** 条例第50条第1項の規定による変更の申請は、温室効果ガス削減事業登録事項変更申請書(第22号様式)により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更後の第29条第1項の申請書の別紙
- (2) 変更に係る登録事項を確認するため知事が必要と認める書類

3 知事は、条例第50条第2項の規定において読み替えて準用する条例第49条第3項の規定により登録事項の変更を行ったときは、登録事業者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(変更又は廃止の届出)

**第36条** 条例第51条第1項の規定による届出は、登録事項に変更があつたときは温室効果ガス削減事業登録事項変更届出書(第23号様式)により、登録に係る事業を廃止したときは温室効果ガス削減事業登録廃止届出書(第24号様式)により行うものとする。

2 前項の温室効果ガス削減事業登録事項変更届出書には、前条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(事業の登録の抹消)

**第37条** 知事は、条例第51条第2項又は第52条の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該事業者に書面により通知するものとする。

(公表)

**第38条** 条例第56条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 当該勧告の内容及び当該勧告に従わない事実
- (3) 当該勧告を行った日

2 条例第56条第1項の公表は、神奈川県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により行う。

(実施細目)

**第39条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条、第8条、第19条、第26条及び第39条の規定は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年度を基準年度とする第3条第1項の事業活動温暖化対策計画書(特定大規模事業者用)の提出に係る同条第2項の規定の適用については、同項中「7月31日」とあるのは、「11月

30日」とする。

- 3 平成21年度を第3条第10項の事業活動温暖化対策計画書(中小規模事業者等用)を提出する日の属する年度の前年度とする当該提出に係る同項の規定の適用については、同項中「7月31日」とあるのは、「11月30日」とする。
- 4 この規則の施行の日から平成22年4月22日までの間に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする建築物に係る第9条第2項の規定の適用については、同項中「建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請(以下「確認申請」という。)又は同法第18条第2項の規定による計画の通知(以下「計画通知」という。)をしようとする日の21日前の日」とあるのは、「平成22年4月1日」とする。
- 5 この規則の施行の日から平成22年6月30日までの間に着手しようとする特定開発事業に係る第20条第2項の規定の適用については、同項中「当該特定開発事業に着手しようとする日の90日前の日」とあるのは、「平成22年4月1日」とする。

第1号様式(第3条関係)(第1面)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

(総括票)

事業活動温暖化対策計画書(特定大規模事業者用)

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
 住 所  
 氏 名

㊞

神奈川県地球温暖化対策推進条例第11条第1項の規定により、次のとおり提出します。

1 事業者の名称等

事業者の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名					
事業者の住所又は主たる事務所の所在地					
特定大規模事業者の区分	<input type="checkbox"/>	年度当たりの原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の事業者(神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則(以下「規則」という。)第2条第1号該当の事業者)	原油換算エネルギー		kl
	<input type="checkbox"/>	連鎖化事業者のうち、年度当たりの原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の事業者(規則第2条第2号該当の事業者)	使用量の合計量	うち	kl
	<input type="checkbox"/>	対象自動車を100台以上使用する事業者(規則第2条第3号該当の事業者)	使用台数	うち	台
主たる事業の業種	大分類	<input type="checkbox"/> A 農業, 林業 <input type="checkbox"/> B 漁業 <input type="checkbox"/> C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 <input type="checkbox"/> D 建設業 <input type="checkbox"/> E 製造業 <input type="checkbox"/> F 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> G 情報通信業 <input type="checkbox"/> H 運輸業, 郵便業 <input type="checkbox"/> I 卸売業, 小売業 <input type="checkbox"/> J 金融業, 保険業 <input type="checkbox"/> K 不動産業, 物品賃貸業 <input type="checkbox"/> L 学術研究, 専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> M 宿泊業, 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> N 生活関連サービス業, 娯楽業 <input type="checkbox"/> O 教育, 学習支援業 <input type="checkbox"/> P 医療, 福祉 <input type="checkbox"/> Q 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> R サービス業(他に分類されないもの) <input type="checkbox"/> S 公務(他に分類されるものを除く)			
	中分類				
連絡先	部 署 名 電 話 番 号 F A X 番 号 電子メールアドレス				

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

(第2面)

2 計画期間

年度～	年度
-----	----

3 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の削減を図るための基本方針

(第3面)

4 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標等 (規則第2条第1号又は第2号該当の事業者)

県内に設置しているすべての工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標等	基準年度	( 年度～ 年度)		
	基準排出量の合計量		tCO <sub>2</sub>	最終年度における排出量の合計量 tCO <sub>2</sub>
	目標削減率		%	
県内に設置しているすべての工場等における排出量原単位によるエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標等	原単位の指標の種類			排出量原単位の単位
	基準年度における排出量原単位			最終年度における排出量原単位
	目標削減率		%	
	生産数量又は建物延床面積以外の値を原単位の指標として使用する場合にあっては、その理由			
エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標の設定に関する説明				

設置しているすべての工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標等	工場等における排出量	基準排出量の合計量	tCO <sub>2</sub>	最終年度における排出量の合計量	tCO <sub>2</sub>	
		目標削減率		%		
	工場等における排出量原単位	原単位の指標の種類			排出量原単位の単位	
		基準年度における排出量原単位			最終年度における排出量原単位	
		目標削減率		%		

(第4面)

5 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標等(規則第2条第3号該当の事業者)

県内で使用しているすべての対象自動車のエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標等	基準年度	( 年度～ 年度)		最終年度における排出量の合計量	tCO <sub>2</sub>	
	基準排出量の合計量					tCO <sub>2</sub>
	目標削減率					%
県内で使用しているすべての対象自動車の排出量原単位によるエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標等	原単位の指標の種類			排出量原単位の単位		
	基準年度における排出量原単位			最終年度における排出量原単位		
	目標削減率			%		
	走行距離又は輸送量以外の値を原単位の指標として使用する場合にあっては、その理由					
エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標の設定に関する説明						
対象自動車の使用状況	使用台数			割合		
	総数			台		
	うち電気自動車			台	%	
	うち天然ガス自動車			台	%	
	うちハイブリッド自動車			台	%	
うちディーゼル代替LPガス自動車			台	%		
使用しているすべての自動車におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標等	自動車における排出量	基準排出量の合計量	tCO <sub>2</sub>	最終年度における排出量の合計量	tCO <sub>2</sub>	
		目標削減率			%	
	自動車における排出量原単位	原単位の指標の種類			排出量原単位の単位	
		基準年度における排出量原単位			最終年度における排出量原単位	
		目標削減率			%	


(第5面)

6 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための措置の内容

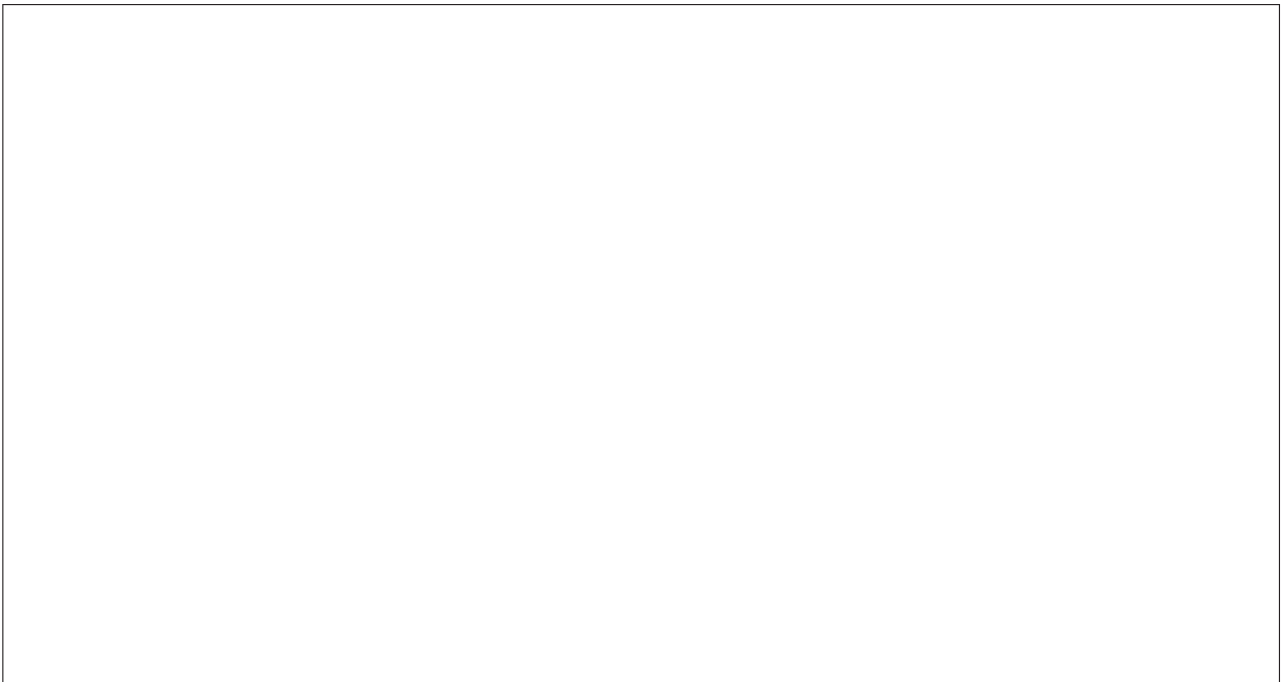
<p>工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための具体的な措置 (規則第2条第1号又は第2号該当の事業者)</p>	
<p>対象自動車のエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための具体的な措置 (規則第2条第3号該当の事業者)</p>	
<p>新エネルギー等の導入その他の具体的な措置</p>	

(第6面)

7 地域の地球温暖化対策の推進への貢献



8 温室効果ガスの排出の抑制に寄与する製品の開発その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組







(第8面)

(個別票)

11 エネルギー管理指定工場等ごとのエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標及び当該目標を達成するための措置の内容

(1) 工場等の名称等

工場等の名称			
工場等の所在地			
工場等の規模	建築物の延べ面積	m <sup>2</sup>	
連絡先	部署名 電話番号 F A X 番号 電子メールアドレス		

(2) 工場等のエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標等

工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標等	基準排出量	tCO <sub>2</sub>	最終年度における排出量	tCO <sub>2</sub>
	目標削減率	%		
工場等における排出量原単位によるエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標等	原単位の指標の種類		排出量原単位の単位	
	基準年度における排出量原単位		最終年度における排出量原単位	
	目標削減率	%		
	生産数量又は建物延床面積以外の値を原単位の指標として使用する場合には、その理由			
エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標の設定に関する説明				

(第9面)

(3) 工場等のエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための措置の内容

	対策の区分		対策の内容
	番号	名称	
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 □のある欄には、該当する□内にレ印又は■を付けてください。
- 3 第1面の1の「主たる事業の業種」の欄には統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成21年総務省告示第175号）に定める日本標準産業分類の大分類及び中分類を、第7面の9及び10の「日本標準産業分類における細分類番号」の欄には日本標準産業分類の細分類番号を記入してください。
- 4 第2面の3の欄には、計画書を作成するに当たっての基本的な考え方を記入してください。
- 5 第5面の6の欄には、エネルギー起源二酸化炭素の削減の目標を達成するための事業者の対策を具体的に記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
- 6 第6面の7の欄には、中小企業への省エネルギー技術の普及・移転、環境教育の実施、森林の保全・緑化の推進などの分野をはじめとする具体的な取組を記載してください。
- 7 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 8 規則第2条第1号又は第2号該当の事業者にあつては、総括票及び個別票を作成した工場等ごとに、エネルギー起源二酸化炭素排出量の算定の根拠を明らかにする書類を添付してください。また、個別票には、使用している設備の管理状況及び排出の削減の目標を達成するための具体的な措置の内容を確認できる書類を添付してください。
- 9 規則第2条第3号該当の事業者にあつては、エネルギー起源二酸化炭素排出量の算定の根拠を明らかにする書類並びに使用している対象自動車の管理状況及び排出の削減の目標を達成するための具体的な措置の内容を確認できる書類を添付してください。

第2号様式(第3条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

事業活動温暖化対策計画変更(廃止・休止・再開)届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
 住 所  
 氏 名

㊟

神奈川県地球温暖化対策推進条例第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業者の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名			
事業者の住所又は主たる事務所の所在地			
事業活動温暖化対策計画書の提出年月日		受付番号	
変 更 内 容	変更前		変更後
変更(廃止・休止・再開)の理由			
連 絡 先	部 署 名 電 話 番 号 F A X 番 号 電子メールアドレス		

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。  
 3 変更内容が分かる書類を添付してください。

第3号様式(第3条関係)(第1面)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

事業活動温暖化対策計画書(中小規模事業者等用)

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

住所

氏名

㊟

神奈川県地球温暖化対策推進条例第11条第4項の規定により、次のとおり提出します。

1 事業者の名称等

事業者の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名		
事業者の住所又は主たる事務所の所在地		
主たる事業の業種	大分類	<input type="checkbox"/> A 農業, 林業 <input type="checkbox"/> B 漁業 <input type="checkbox"/> C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 <input type="checkbox"/> D 建設業 <input type="checkbox"/> E 製造業 <input type="checkbox"/> F 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> G 情報通信業 <input type="checkbox"/> H 運輸業, 郵便業 <input type="checkbox"/> I 卸売業, 小売業 <input type="checkbox"/> J 金融業, 保険業 <input type="checkbox"/> K 不動産業, 物品賃貸業 <input type="checkbox"/> L 学術研究, 専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> M 宿泊業, 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> N 生活関連サービス業, 娯楽業 <input type="checkbox"/> O 教育, 学習支援業 <input type="checkbox"/> P 医療, 福祉 <input type="checkbox"/> Q 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> R サービス業(他に分類されないもの) <input type="checkbox"/> S 公務(他に分類されるものを除く)
	中分類	
連絡先	部署名 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス	

※受付欄		※特記欄	
------	--	------	--

(第2面)

2 計画期間

年度～	年度
-----	----

3 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の削減を図るための基本方針

(第3面)

4 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標等(工場等に関する計画)

県内に設置しているすべての工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標等	計画の前年度	( 年度 年度～ 年度)		
	計画の前年度における排出量の合計量		tCO <sub>2</sub>	最終年度における排出量の合計量 tCO <sub>2</sub>
	目標削減率		%	
県内に設置しているすべての工場等における排出量原単位によるエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標等	原単位の指標の種類			排出量原単位の単位
	計画の前年度における排出量原単位			最終年度における排出量原単位
	目標削減率		%	
	生産数量又は建物延床面積以外の値を原単位の指標として使用する場合には、その理由			
エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標の設定に関する説明				

(第4面)

5 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標等(対象自動車に関する計画)

県内で使用しているすべての対象自動車のエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標等	計画の前年度	( 年度 年度～ 年度)		
	計画の前年度における排出量の合計量		tCO <sub>2</sub>	最終年度における排出量の合計量 tCO <sub>2</sub>
	目標削減率		%	
県内で使用しているすべての対象自動車の排出量原単位によるエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標等	原単位の指標の種類			排出量原単位の単位
	計画の前年度における排出量原単位			最終年度における排出量原単位
	目標削減率		%	
	走行距離又は輸送量以外の値を原単位の指標として使用する場合にあっては、その理由			
エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標の設定に関する説明				
対象自動車の使用状況	使用台数		割合	
	総数		台	
	うち電気自動車		台	%
	うち天然ガス自動車		台	%
	うちハイブリッド自動車		台	%
	うちディーゼル代替LPガス自動車		台	%



(第5面)

6 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための措置の内容

工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための具体的な措置(工場等に関する計画を作成する事業者)

対象自動車のエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための具体的な措置(対象自動車に関する計画を作成する事業者)

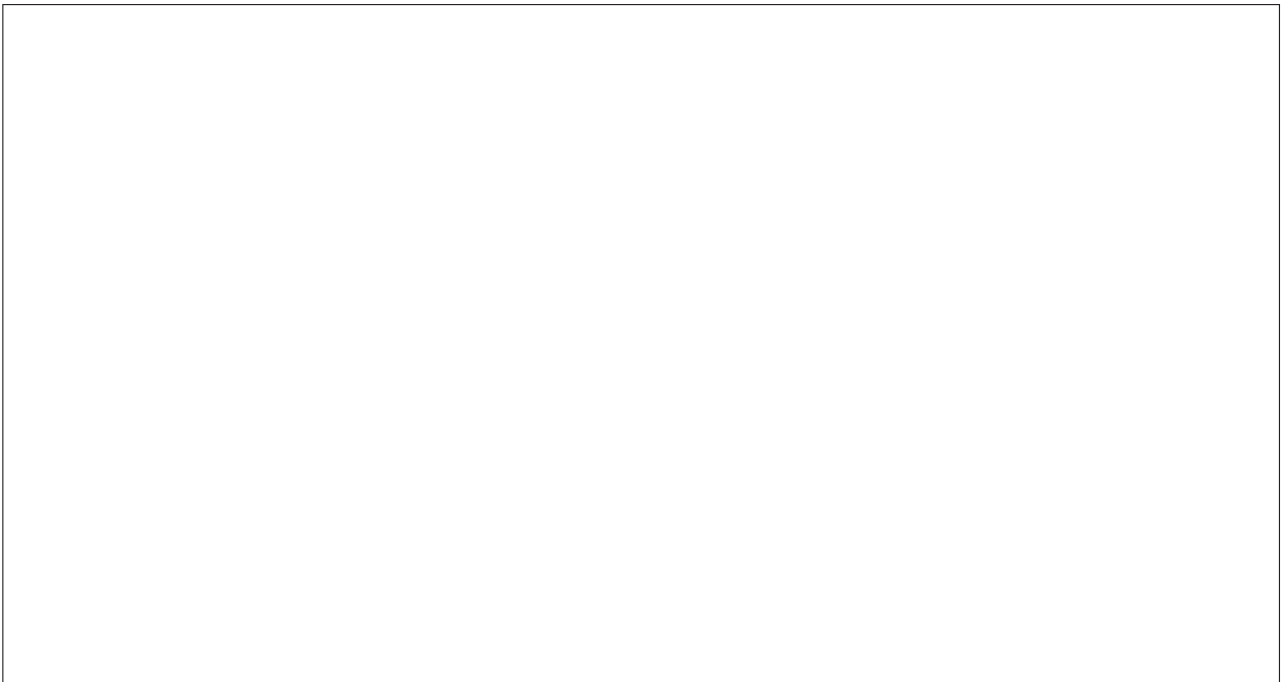
新エネルギー等の導入その他の具体的な措置

(第6面)

7 地域の地球温暖化対策の推進への貢献



8 温室効果ガスの排出の抑制に寄与する製品の開発その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組



(第7面)

## 9 工場等の一覧表(主要な工場等のみ記入してください。)

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号	実施する事業の名称	計画の前年度における原油換算エネルギー使用量(kl)

備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 □のある欄には、該当する□内にレ印又は■を付してください。

3 第1面の1の「主たる事業の業種」の欄には統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件(平成21年総務省告示第175号)に定める日本標準産業分類の大分類及び中分類を、第7面の9の「日本標準産業分類における細分類番号」の欄には日本標準産業分類の細分類番号を記入してください。

4 第2面の3の欄には、計画書を作成するに当たっての基本的な考え方を記入してください。

5 第5面の6の欄には、エネルギー起源二酸化炭素の削減の目標を達成するための事業者の対策を具体的に記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。

6 第6面の7の欄には、環境教育の実施、森林の保全・緑化の推進などの分野をはじめとする具体的な取組を記載してください。

7 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

8 エネルギー起源二酸化炭素排出量の算定の根拠を明らかにする書類を添付してください。

第4号様式(第3条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

事業活動温暖化対策計画中止届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

住 所

氏 名

印

神奈川県地球温暖化対策推進条例第11条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業者の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名			
事業者の住所又は主たる事務所の所在地			
事業活動温暖化対策計画書の提出年月日		受付番号	
中止の理由			
連絡先	部署名 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス		

※受付欄		※特記欄	
------	--	------	--

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第5号様式(第4条関係)(第1面)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

(総括票)

排出状況報告書(特定大規模事業者用)

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
 住 所  
 氏 名

㊞

神奈川県地球温暖化対策推進条例第14条の規定により、次のとおり提出します。

1 事業者の名称等

事業者の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名					
事業者の住所又は主たる事務所の所在地					
特定大規模事業者の区分	<input type="checkbox"/>	年度当たりの原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の事業者(神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則(以下「規則」という。)第2条第1号該当の事業者)	原油換算エネルギー使用量の合計量	うち	kl kl
	<input type="checkbox"/>	連鎖化事業者のうち、年度当たりの原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の事業者(規則第2条第2号該当の事業者)	使用台数	うち	kl kl
	<input type="checkbox"/>	対象自動車を使用する事業者(規則第2条第3号該当の事業者)			台 台
主たる事業の業種	大分類	<input type="checkbox"/> A 農業, 林業 <input type="checkbox"/> B 漁業 <input type="checkbox"/> C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 <input type="checkbox"/> D 建設業 <input type="checkbox"/> E 製造業 <input type="checkbox"/> F 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> G 情報通信業 <input type="checkbox"/> H 運輸業, 郵便業 <input type="checkbox"/> I 卸売業, 小売業 <input type="checkbox"/> J 金融業, 保険業 <input type="checkbox"/> K 不動産業, 物品賃貸業 <input type="checkbox"/> L 学術研究, 専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> M 宿泊業, 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> N 生活関連サービス業, 娯楽業 <input type="checkbox"/> O 教育, 学習支援業 <input type="checkbox"/> P 医療, 福祉 <input type="checkbox"/> Q 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> R サービス業(他に分類されないもの) <input type="checkbox"/> S 公務(他に分類されるものを除く)			
	中分類				
連絡先	部 署 名 電 話 番 号 F A X 番 号 電子メールアドレス				

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

(第2面)

2 計画期間

年度～	年度	報告対象年度	年度
-----	----	--------	----

3 エネルギー起源二酸化炭素の排出の状況及び削減の目標（規則第2条第1号又は第2号該当の事業者）

県内に設置しているすべての工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等	基準年度	( 年度～ 年度)		
	基準排出量の合計量		tCO <sub>2</sub>	最終年度における排出量の合計量 tCO <sub>2</sub>
	報告対象年度における排出量の合計量		tCO <sub>2</sub>	
県内に設置しているすべての工場等における排出量原単位によるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等	原単位の指標の種類			排出量原単位の単位
	基準年度における排出量原単位			最終年度における排出量原単位
	報告対象年度における排出量原単位			
報告対象年度におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明				

設置しているすべての工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等	工場等における排出量	基準排出量の合計量	tCO <sub>2</sub>	最終年度における排出量の合計量	tCO <sub>2</sub>	
		報告対象年度の排出量の合計量	tCO <sub>2</sub>			
	工場等における排出量原単位	原単位の指標の種類			排出量原単位の単位	
		基準年度における排出量原単位			最終年度における排出量原単位	
		報告対象年度における排出量原単位				

(第3面)

4 エネルギー起源二酸化炭素の排出の状況及び削減の目標 (規則第2条第3号該当の事業者)

県内で使用しているすべての対象自動車のエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等	基準年度	( 年度～ 年度)		
	基準排出量の合計量		tCO <sub>2</sub>	最終年度における排出量の合計量
	報告対象年度における排出量の合計量		tCO <sub>2</sub>	
県内で使用しているすべての対象自動車の排出量原単位によるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等	原単位の指標の種類		排出量原単位の単位	
	基準年度における排出量原単位		最終年度における排出量原単位	
	報告対象年度における排出量原単位			
報告対象年度におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明				

対象自動車の使用状況	使用台数		割合	
	総数	台		
	うち電気自動車	台	%	
	うち天然ガス自動車	台	%	
	うちハイブリッド自動車	台	%	
	うちディーゼル代替LPガス自動車	台	%	

使用しているすべての対象自動車におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等	自動車における排出量	基準排出量の合計量	tCO <sub>2</sub>	最終年度における排出量の合計量	tCO <sub>2</sub>
		報告対象年度における排出量の合計量	tCO <sub>2</sub>		
	自動車における排出量原単位	原単位の指標の種類		排出量原単位の単位	
		基準年度における排出量原単位		最終年度における排出量原単位	
		報告対象年度における排出量原単位			

(第4面)

(個別票)

5 エネルギー管理指定工場等ごとのエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況及び削減の目標

(1) 工場等の名称等

工場等の名称			
工場等の所在地			
工場等の規模	建築物の延べ面積	m <sup>2</sup>	
連絡先	部署名 電話番号 F A X 番号 電子メールアドレス		

(2) 工場等のエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況及び削減の目標

工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等	基準排出量	tCO <sub>2</sub>	最終年度における排出量	tCO <sub>2</sub>
	報告対象年度における排出量	tCO <sub>2</sub>		
工場等における排出量原単位によるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等	原単位の指標の種類		排出量原単位の単位	
	基準年度における排出量原単位		最終年度における排出量原単位	
	報告対象年度における排出量原単位			
報告対象年度におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明				

- 備考
- ※印の欄は、記入しないでください。
  - のある欄には、該当する□内にレ印又は■を付してください。
  - 第1面の1の「主たる事業の業種」の欄には、統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成21年総務省告示第175号）に定める日本標準産業分類の大分類及び中分類を記入してください。
  - 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
  - 報告対象年度におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の算定の根拠を明らかにする書類（規則第2条第1号又は第2号該当の事業者にあつては、総括票及び個別票を作成した工場等ごと。）を添付してください。



第6号様式(第4条関係)(第1面)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

排出状況報告書(中小規模事業者等用)

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
 住 所  
 氏 名

㊟

神奈川県地球温暖化対策推進条例第14条の規定により、次のとおり提出します。

1 事業者の名称等

事業者の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名		
事業者の住所又は主たる事務所の所在地		
主たる事業の業種	大 分 類	<input type="checkbox"/> A 農業, 林業 <input type="checkbox"/> B 漁業 <input type="checkbox"/> C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 <input type="checkbox"/> D 建設業 <input type="checkbox"/> E 製造業 <input type="checkbox"/> F 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> G 情報通信業 <input type="checkbox"/> H 運輸業, 郵便業 <input type="checkbox"/> I 卸売業, 小売業 <input type="checkbox"/> J 金融業, 保険業 <input type="checkbox"/> K 不動産業, 物品賃貸業 <input type="checkbox"/> L 学術研究, 専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> M 宿泊業, 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> N 生活関連サービス業, 娯楽業 <input type="checkbox"/> O 教育, 学習支援業 <input type="checkbox"/> P 医療, 福祉 <input type="checkbox"/> Q 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> R サービス業(他に分類されないもの) <input type="checkbox"/> S 公務(他に分類されるものを除く)
	中 分 類	
連 絡 先	部 署 名 電 話 番 号 F A X 番 号 電子メールアドレス	

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

(第2面)

2 計画期間

年度～	年度	報告対象年度	年度
-----	----	--------	----

3 エネルギー起源二酸化炭素の排出の状況及び削減の目標 (工場等に関する計画を作成した事業者)

県内に設置しているすべての工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等	計画の前年度	( 年度～ 年度 )		
	計画の前年度における排出量の合計量		tCO <sub>2</sub>	最終年度における排出量の合計量
	報告対象年度における排出量の合計量		tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>
県内に設置しているすべての工場等における排出量原単位によるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等	原単位の指標の種類		排出量原単位の単位	
	計画の前年度における排出量原単位		最終年度における排出量原単位	
	報告対象年度における排出量原単位			
報告対象年度におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明				

(第3面)

4 エネルギー起源二酸化炭素の排出の状況及び削減の目標 (対象自動車に関する計画を作成した事業者)

県内で使用しているすべての対象自動車のエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等	計画の前年度	( 年度～ 年度)		
	計画の前年度における排出量の合計量		tCO <sub>2</sub>	最終年度における排出量の合計量 tCO <sub>2</sub>
県内で使用しているすべての対象自動車の排出量原単位によるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等	原単位の指標の種類			排出量原単位の単位
	計画の前年度における排出量原単位			最終年度における排出量原単位
	報告対象年度における排出量の合計量		tCO <sub>2</sub>	
	報告対象年度における排出量原単位			
報告対象年度におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明				
対象自動車の使用状況	使用台数			割合
	総数		台	
	うち電気自動車		台	%
	うち天然ガス自動車		台	%
	うちハイブリッド自動車		台	%
	うちディーゼル代替LPガス自動車		台	%

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
 2 □のある欄には、該当する□内にレ印又は■を付してください。  
 3 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。  
 4 報告対象年度におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の算定の根拠を明らかにする書類を添付してください。

第7号様式(第5条関係)(第1面)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

(総括票)

結果報告書(特定大規模事業者用)

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
 住 所  
 氏 名

印

神奈川県地球温暖化対策推進条例第15条の規定により、次のとおり提出します。

1 事業者の名称等

事業者の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名					
事業者の住所又は主たる事務所の所在地					
特定大規模事業者の区分	<input type="checkbox"/>	年度当たりの原油換算エネルギー使用量が1,500k1以上の事業者(神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則(以下「規則」という。)第2条第1号該当の事業者)	原油換算エネルギー	うち	k 1
	<input type="checkbox"/>	連鎖化事業者のうち、年度当たりの原油換算エネルギー使用量が1,500k1以上の事業者(規則第2条第2号該当の事業者)	使用量の合計量	うち	k 1
	<input type="checkbox"/>	対象自動車を100台以上使用する事業者(規則第2条第3号該当の事業者)	使用台数	うち	台
主たる事業の業種	大 分 類	<input type="checkbox"/> A 農業, 林業 <input type="checkbox"/> B 漁業 <input type="checkbox"/> C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 <input type="checkbox"/> D 建設業 <input type="checkbox"/> E 製造業 <input type="checkbox"/> F 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> G 情報通信業 <input type="checkbox"/> H 運輸業, 郵便業 <input type="checkbox"/> I 卸売業, 小売業 <input type="checkbox"/> J 金融業, 保険業 <input type="checkbox"/> K 不動産業, 物品賃貸業 <input type="checkbox"/> L 学術研究, 専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> M 宿泊業, 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> N 生活関連サービス業, 娯楽業 <input type="checkbox"/> O 教育, 学習支援業 <input type="checkbox"/> P 医療, 福祉 <input type="checkbox"/> Q 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> R サービス業(他に分類されないもの) <input type="checkbox"/> S 公務(他に分類されるものを除く)			
	中 分 類				
連 絡 先	部 署 名 電 話 番 号 F A X 番 号 電子メールアドレス				

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

(第2面)

2 計画期間

年度～	年度
-----	----

3 計画期間中のエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況及び削減の目標 (規則第2条第1号又は第2号該当の事業者)

県内に設置しているすべての工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等	基 準 年 度	( 年 度 年 度 )		2年度目の排出量の合計量	3年度目の排出量の合計量
		年度ごとの排出量の推移	基準排出量の合計量	計画の初年度の排出量の合計量	tCO <sub>2</sub>
tCO <sub>2</sub>			tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>
4年度目の排出量の合計量			5年度目の排出量の合計量	目標とした最終年度の排出量の合計量	削 減 率
tCO <sub>2</sub>			tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	%
県内に設置しているすべての工場等における排出量原単位によるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等	年度ごとの排出量原単位の推移	原単位の指標の種類	排出量原単位の単位		
		基準年度の排出量原単位	計画の初年度の排出量原単位	2年度目の排出量原単位	3年度目の排出量原単位
		4年度目の排出量原単位	5年度目の排出量原単位	目標とした最終年度の排出量原単位	原 単 位 削 減 率
					%
計画期間内におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明					

設置しているすべての工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等	年度ごとの排出量の推移	基準排出量の合計量	計画の初年度の排出量の合計量	2年度目の排出量の合計量	3年度目の排出量の合計量
		tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>
		4年度目の排出量の合計量	5年度目の排出量の合計量	目標とした最終年度の排出量の合計量	削減率
		tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	%
年度ごとの排出量原単位の推移	原単位の指標の種類			排出量原単位の単位	
	基準年度の排出量原単位	計画の初年度の排出量原単位	2年度目の排出量原単位	3年度目の排出量原単位	
	4年度目の排出量原単位	5年度目の排出量原単位	目標とした最終年度の排出量原単位	原 単 位 削 減 率	
				%	

(第3面)

4 計画期間中のエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況及び削減の目標 (規則第2条第3号該当の事業者)

県内で使用しているすべての対象自動車のエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等	基準年度	年度 ( 年度～ 年度)				
	年度ごとの排出量の推移	基準排出量の合計量	計画の初年度の排出量の合計量	2年度目の排出量の合計量	3年度目の排出量の合計量	
		tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	
		4年度目の排出量の合計量	5年度目の排出量の合計量	目標とした最終年度の排出量の合計量	削減率	
	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>		%	
県内で使用しているすべての対象自動車の排出量原単位によるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等	原単位の指標の種類		排出量原単位の単位			
	年度ごとの原単位換算排出量の推移	基準年度の排出量原単位	計画の初年度の排出量原単位	2年度目の排出量原単位	3年度目の排出量原単位	
		4年度目の排出量原単位	5年度目の排出量原単位	目標とした最終年度の排出量原単位	原単位削減率	
					%	
計画期間内におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明						

対象自動車の使用状況	使用台数		割合	
	総数	台		
	うち電気自動車	台	%	
	うち天然ガス自動車	台	%	
	うちハイブリッド自動車	台	%	
	うちディーゼル代替LPガス自動車	台	%	

使用しているすべての自動車におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出に関する状況等	年度ごとの排出量の推移	基準排出量の合計量	計画の初年度の排出量の合計量	2年度目の排出量の合計量	3年度目の排出量の合計量	
		tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	
		4年度目の排出量の合計量	5年度目の排出量の合計量	目標とした最終年度の排出量の合計量	削減率	
		tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>		%
年度ごとの排出量原単位の推移	原単位の指標の種類		排出量原単位の単位			
	基準年度の排出量原単位	計画の初年度の排出量原単位	2年度目の排出量原単位	3年度目の排出量原単位		
	4年度目の排出量原単位	5年度目の排出量原単位	目標とした最終年度の排出量原単位	原単位削減率		
					%	

(第4面)

5 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための措置の内容

工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための具体的な措置(規則第2条第1号又は第2号該当の事業者)	計画	実施の結果
対象自動車のエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための具体的な措置(規則第2条第3号該当の事業者)	計画	実施の結果
新エネルギー等の導入その他の具体的な措置	計画	実施の結果

(第5面)

## 6 地域の地球温暖化対策の推進への貢献

計画	実施の結果

## 7 温室効果ガスの排出の抑制に寄与する製品の開発その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組

計画	実施の結果





(第7面)

(個別票)

10 エネルギー管理指定工場等ごとのエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況、削減の目標及び当該目標を達成するための措置の内容

(1) 工場等の名称等

工場等の名称			
工場等の所在地			
工場等の規模	建築物の延べ面積	m <sup>2</sup>	
連絡先	部 署 名 電 話 番 号 F A X 番 号 電子メールアドレス		

(2) 工場等のエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況及び削減の目標

工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等	年度ごとの排出量の推移	基 準 排 出 量	計画の初年度の排出量	2 年 度 目 の 排 出 量	3 年 度 目 の 排 出 量	
			tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>
		4 年 度 目 の 排 出 量	5 年 度 目 の 排 出 量	目標とした最終年度の排出量	削 減 率	
		tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	%	
工場等における排出量原単位によるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等	原単位の指標の種類		排出量原単位の単位			
	年度ごとの原単位換算排出量の推移	基準年度の排出量原単位	計画の初年度の排出量原単位	2 年 度 目 の 排 出 量 原 単 位	3 年 度 目 の 排 出 量 原 単 位	
		4 年 度 目 の 排 出 量 原 単 位	5 年 度 目 の 排 出 量 原 単 位	目標とした最終年度の排出量原単位	原 単 位 削 減 率	
					%	
計画期間内におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明						

(第8面)

## (3) 工場等のエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための措置の内容

	対策の区分		対策の内容	実施状況	未実施の理由
	番号	名称			
1				<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
2				<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
3				<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
4				<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
5				<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
6				<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
7				<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
8				<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
9				<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
10				<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
11				<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
12				<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
13				<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
14				<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	
15				<input type="checkbox"/> 実施 <input type="checkbox"/> 未実施	

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 □のある欄には、該当する□内にレ印又は■を付けてください。
- 3 第1面の1の「主たる事業の業種」の欄には統計法第二十八条及び附則第三条の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成21年総務省告示第175号）に定める日本標準産業分類の大分類及び中分類を、第6面の8及び9の「日本標準産業分類における細分類番号」の欄には日本標準産業分類の細分類番号を記入してください。
- 4 第4面の5の欄には、エネルギー起源二酸化炭素の削減の目標を達成するための事業者の対策の計画及び実施の結果を具体的に記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。
- 5 第5面の6の欄には、中小企業への省エネルギー技術の普及・移転、環境教育の実施、森林の保全・緑化の推進などの分野をはじめとする具体的な取組の計画及び実施の結果を記載してください。
- 6 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 7 規則第2条第1号又は第2号該当の事業者にあつては、総括票及び個別票を作成した工場等ごとに、最終年度におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の算定の根拠を明らかにする書類を添付してください。また、個別票には、使用している設備の管理状況及び排出の削減の目標を達成するための具体的な措置の内容を確認できる書類を添付してください。
- 8 規則第2条第3号該当の事業者にあつては、最終年度におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の算定の根拠を明らかにする書類、使用している自動車の管理状況及び排出の削減の目標を達成するための具体的な措置の内容が確認できる書類を添付してください。

第 8 号様式 (第 5 条関係) (第 1 面) (用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

結果報告書 (中小規模事業者等用)

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
 住 所  
 氏 名

印

神奈川県地球温暖化対策推進条例第15条の規定により、次のとおり提出します。

1 事業者の名称等

事業者の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名			
事業者の住所又は主たる事務所の所在地			
主たる事業の業種	大 分 類	<input type="checkbox"/> A 農業, 林業 <input type="checkbox"/> B 漁業 <input type="checkbox"/> C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 <input type="checkbox"/> D 建設業 <input type="checkbox"/> E 製造業 <input type="checkbox"/> F 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> G 情報通信業 <input type="checkbox"/> H 運輸業, 郵便業 <input type="checkbox"/> I 卸売業, 小売業 <input type="checkbox"/> J 金融業, 保険業	<input type="checkbox"/> K 不動産業, 物品賃貸業 <input type="checkbox"/> L 学術研究, 専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> M 宿泊業, 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> N 生活関連サービス業, 娯楽業 <input type="checkbox"/> O 教育, 学習支援業 <input type="checkbox"/> P 医療, 福祉 <input type="checkbox"/> Q 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> R サービス業 (他に分類されないもの) <input type="checkbox"/> S 公務 (他に分類されるものを除く)
	中 分 類		
連 絡 先	部 署 名 電 話 番 号 F A X 番 号 電子メールアドレス		

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

(第2面)

2 計画期間

年度～	年度
-----	----

3 計画期間中のエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況及び削減の目標 (工場等に関する計画を作成した事業者)

県内に設置しているすべての工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等	計画の前年度	年度 ( 年度～ 年度)		2年度目の排出量の合計	3年度目の排出量の合計	
	年度ごとの排出量の推移	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	
削減率		4年度目の排出量の合計	5年度目の排出量の合計	目標とした最終年度の排出量の合計		削減率
		tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	%	
県内に設置しているすべての工場等における排出量原単位によるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等		原単位の指標の種類	排出量原単位の単位			
	年度ごとの排出量原単位の推移	計画の前年度の排出量原単位	計画の初年度の排出量原単位	2年度目の排出量原単位	3年度目の排出量原単位	
		4年度目の排出量原単位	5年度目の排出量原単位	目標とした最終年度の排出量原単位		
					原単位削減率	
				%		
計画期間内におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明						

(第3面)

4 計画期間中のエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況及び削減の目標 (対象自動車に関する計画を作成した事業者)

県内で使用しているすべての対象自動車のエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等	計画の前年度	年度 ( 年度～ 年度)			
	年度ごとの排出量の推移	計画の前年度の排出量の合計量	計画の初年度の排出量の合計量	2年度目の排出量の合計量	3年度目の排出量の合計量
tCO <sub>2</sub>		tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	
4年度目の排出量の合計量		5年度目の排出量の合計量	目標とした最終年度の排出量の合計量	削減率	
tCO <sub>2</sub>		tCO <sub>2</sub>	tCO <sub>2</sub>	%	
県内で使用しているすべての対象自動車の排出量原単位によるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況等	原単位の指標の種類	排出量原単位の単位			
	年度ごとの原単位換算排出量の推移	計画の前年度の排出量原単位	計画の初年度の排出量原単位	2年度目の排出量原単位	3年度目の排出量原単位
		4年度目の排出量原単位	5年度目の排出量原単位	目標とした最終年度の排出量原単位	原単位削減率
					%
計画期間内におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の状況に関する説明					
対象自動車の使用状況	使用台数			割合	
	総数		台		
	うち電気自動車		台	%	
	うち天然ガス自動車		台	%	
	うちハイブリッド自動車		台	%	
うちディーゼル代替LPガス自動車		台	%		

(第4面)

5 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための措置の内容

工場等におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための具体的な措置(工場等に関する計画を作成した事業者)	計画	実施の結果
対象自動車のエネルギー起源二酸化炭素の排出の削減の目標を達成するための具体的な措置(対象自動車に関する計画を作成した事業者)	計画	実施の結果
新エネルギー等の導入その他の具体的な措置	計画	実施の結果

(第5面)

6 地域の地球温暖化対策の推進への貢献

計画	実施の結果

7 温室効果ガスの排出の抑制に寄与する製品の開発その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組

計画	実施の結果



(第6面)

## 8 工場等の一覧表 (主要な工場等についてのみ記入してください。)

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業 分類における 細分類番号	実施する事業の名称	最終年度における 原油換算エネルギー 使用量 (kl)

備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 □のある欄には、該当する□内にレ印又は■を付してください。

3 第4面の5の欄には、エネルギー起源二酸化炭素の削減の目標を達成するための事業者の対策の計画及び実施の結果を具体的に記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。

4 第5面の6の欄には、環境教育の実施、森林の保全・緑化の推進などの分野をはじめとする具体的な取組の計画及び実施の結果を記載してください。

5 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

6 最終年度におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の算定の根拠を明らかにする書類を添付してください。

第9号様式(第9条関係)(表)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

建築物温暖化対策計画書(特定建築物用)

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

住 所

氏 名

㊟

神奈川県地球温暖化対策推進条例第19条第1項の規定により、次のとおり提出します。

特定建築主の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名	
特定建築主の住所又は主たる事務所の所在地	
特定建築物の名称	
特定建築物の所在地	
特定建築物の設計者に関する事項	氏 名 資 格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
確認申請又は計画通知の予定年月日	年 月 日
工事の着手予定年月日	年 月 日
工事の完了予定年月日	年 月 日
連絡先	部 署 名 電 話 番 号 F A X 番 号 電子メールアドレス

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

(裏)

特定建築物の概要	工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築		
	建築面積	計画に係る部分 (                      m <sup>2</sup> )	計画に係る部分以外の部分 (                      m <sup>2</sup> )	合計 (                      m <sup>2</sup> )
	延べ面積	計画に係る部分 (                      m <sup>2</sup> )	計画に係る部分以外の部分 (                      m <sup>2</sup> )	合計 (                      m <sup>2</sup> )
	用途	<input type="checkbox"/> 事務所 (                      m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 飲食店 (                      m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 病院 (                      m <sup>2</sup> )	<input type="checkbox"/> 学校 (                      m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 集会所 (                      m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> ホテル (                      m <sup>2</sup> )	<input type="checkbox"/> 物販店 (                      m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 工場 (                      m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 住宅 (                      m <sup>2</sup> )
	構造			
	高さ及び階数	(                      ) m (地上                      階、地下                      階)		
特定建築物に係る地球温暖化対策の措置				
特定建築物に係る地球温暖化対策の措置の評価				
新エネルギー等の活用に係る検討の結果	検討を行った項目	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用設備 <input type="checkbox"/> 風力発電設備 <input type="checkbox"/> バイオマス発電・熱利用設備 <input type="checkbox"/> 水力発電設備 <input type="checkbox"/> 温度差熱利用設備 <input type="checkbox"/> その他 (                      )		
	導入予定設備			
備考				

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 □のある欄には、該当する□内にレ印又は■印を付してください。
- 3 「建築面積」の欄及び「延べ面積」の欄の計画に係る部分は、この計画書の提出対象となっている部分（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分）について記入してください。
- 4 「用途」の欄には、該当する項目すべてに記入の上、(                      m<sup>2</sup>)内に当該用途の計画に係る部分の床面積を記入してください。
- 5 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 6 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び新エネルギー等の活用に係る検討の内容を確認できる書類を添付してください。

第10号様式(第9条関係)(表)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

建築物温暖化対策計画書(特定建築物以外の建築物用)

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

住 所

氏 名

㊟

神奈川県地球温暖化対策推進条例第19条第3項の規定により、次のとおり提出します。

建築主の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名	
建築主の住所又は主たる事務所の所在地	
建築物の名称	
建築物の所在地	
建築物の設計者に関する事項	氏 名 資 格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号 建築士事務所名 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
確認申請又は計画通知の予定年月日	年 月 日
工事の着手予定年月日	年 月 日
工事の完了予定年月日	年 月 日
連絡先	部 署 名 電 話 番 号 F A X 番 号 電子メールアドレス

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

(裏)

建築物の概要	工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築		
	建築面積	計画に係る部分 (                      m <sup>2</sup> )	計画に係る部分以外の部分 (                      m <sup>2</sup> )	合計 (                      m <sup>2</sup> )
	延べ面積	計画に係る部分 (                      m <sup>2</sup> )	計画に係る部分以外の部分 (                      m <sup>2</sup> )	合計 (                      m <sup>2</sup> )
	用途	<input type="checkbox"/> 事務所 (                      m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 飲食店 (                      m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 病院 (                      m <sup>2</sup> )	<input type="checkbox"/> 学校 (                      m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 集会所 (                      m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> ホテル (                      m <sup>2</sup> )	<input type="checkbox"/> 物販店 (                      m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 工場 (                      m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 住宅 (                      m <sup>2</sup> )
	構造			
	高さ及び階数	(                      ) m (地上                      階、地下                      階)		
建築物に係る地球温暖化対策の措置				
建築物に係る地球温暖化対策の措置の評価				
新エネルギー等の活用に係る検討の結果	検討を行った項目	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用設備 <input type="checkbox"/> 風力発電設備 <input type="checkbox"/> バイオマス発電・熱利用設備 <input type="checkbox"/> 水力発電設備 <input type="checkbox"/> 温度差熱利用設備 <input type="checkbox"/> その他 (                      )		
	導入予定設備			
備考				

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 □のある欄には、該当する□内にレ印又は■印を付してください。
- 3 「建築面積」の欄及び「延べ面積」の欄の計画に係る部分は、この計画書の提出対象となっている部分(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分)について記入してください。
- 4 「用途」の欄には、該当する項目すべてに記入の上、(                      m<sup>2</sup>)内に当該用途の計画に係る部分の床面積を記入してください。
- 5 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 6 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び新エネルギー等の活用に係る検討の内容を確認できる書類を添付してください。

第11号様式 (第11条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

建築物温暖化対策計画変更届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
 住 所  
 氏 名

㊞

神奈川県地球温暖化対策推進条例第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

計画書提出建築主の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名			
計画書提出建築主の住所又は主たる事務所の所在地			
建築物の名称			
建築物の所在地			
建築物温暖化対策計画書の提出年月日	年 月 日	受付番号	
変 更 内 容	変更前		変更後
変 更 理 由			
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日		
連 絡 先	部 署 名 電 話 番 号 F A X 番 号 電子メールアドレス		

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。  
 3 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び新エネルギー等の活用に係る検討の内容を確認できる書類のうち、変更しようとする事項に係る図面等を添付してください。

第12号様式 (第12条関係) (用紙 日本工業規格A 4 縦長型)

建築物新築等中止届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
住 所  
氏 名

㊟

神奈川県地球温暖化対策推進条例第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

計画書提出建築主の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名			
計画書提出建築主の住所又は主たる事務所の所在地			
建築物の名称			
建築物の所在地			
建築物温暖化対策計画書の提出年月日	年 月 日	受付番号	
中止年月日	年 月 日		
連絡先	部 署 名 電 話 番 号 F A X 番 号 電子メールアドレス		

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

第13号様式 (第13条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

建築物新築等完了届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
 住 所  
 氏 名

㊟

神奈川県地球温暖化対策推進条例第22条の規定により、次のとおり届け出ます。

計画書提出建築主の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名			
計画書提出建築主の住所又は主たる事務所の所在地			
建築物の名称			
建築物の所在地			
建築物温暖化対策計画書の提出年月日	年 月 日	受付番号	
工事の着手年月日	年 月 日		
工事の完了年月日	年 月 日		
連絡先	部 署 名 電 話 番 号 F A X 番 号 電子メールアドレス		

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。  
 3 建築物の新築等に係る工事の完了を確認することができる書類を添付してください。



第14号様式 (第16条関係) (用紙 日本工業規格A 4 縦長型)

建築物環境性能表示届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
 住 所  
 氏 名

㊞

神奈川県地球温暖化対策推進条例第26条第1項(第26条第2項において準用する同条第12項)の規定により、次のとおり届け出ます。

計画書提出建築主の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名			
計画書提出建築主の住所又は主たる事務所の所在地			
建築物の名称			
建築物の所在地			
建築物温暖化対策計画書の提出年月日	年 月 日	受付番号	
建築物環境性能表示を表示した者	<input type="checkbox"/> 特定建築主 <input type="checkbox"/> 販売等受託者		
販売等受託者に関する事項	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 電話番号		
広告に建築物環境性能表示を最初に表示し、又は表示させた日	年 月 日		
連絡先	部 署 名 電 話 番 号 F A X 番 号 電子メールアドレス		

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

- 備考
- ※印の欄は、記入しないでください。
  - のある欄には、該当する□内に㊞印又は■印を付してください。
  - 販売等受託者に関する事項の欄は、建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介を依頼し、依頼を受けた者が当該販売又は賃貸の広告を掲載した場合に記入してください。
  - 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
  - 建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた広告又はその写しを添付してください。

第15号様式(第17条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

建築物環境性能表示変更届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
 住 所  
 氏 名

㊞

神奈川県地球温暖化対策推進条例第27条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

計画書提出建築主の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名			
計画書提出建築主の住所又は主たる事務所の所在地			
建築物の名称			
建築物の所在地			
建築物温暖化対策計画書の提出年月日	年 月 日	受付番号	
建築物環境性能表示を表示した者	<input type="checkbox"/> 特定建築主 <input type="checkbox"/> 販売等受託者		
販売等受託者に関する事項	氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 郵便番号 住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地) 電話番号		
変更後の建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた日	年 月 日		
連絡先	部 署 名 電 話 番 号 F A X 番 号 電子メールアドレス		

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
 2 □のある欄には、該当する□内にレ印又は■印を付してください。  
 3 販売等受託者に関する事項の欄は、建築物の販売又は賃貸の代理又は媒介を依頼し、依頼を受けた者が当該販売又は賃貸の広告を掲載した場合に記入してください。  
 4 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。  
 5 変更後の建築物環境性能表示を表示し、又は表示させた広告又はその写しを添付してください。

第16号様式 (第18条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

建築物環境性能表示揭示届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
 住 所  
 氏 名

㊟

神奈川県地球温暖化対策推進条例第29条第2項(第29条第3項において準用する同条第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

計画書提出建築主の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名			
計画書提出建築主の住所又は主たる事務所の所在地			
建築物の名称			
建築物の所在地			
建築物温暖化対策計画書の提出年月日	年 月 日	受付番号	
環境性能を示す表示を最初に掲示した日	年 月 日		
連絡先	部 署 名 電 話 番 号 F A X 番 号 電子メールアドレス		

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

- 備考
- ※印の欄は、記入しないでください。
  - 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
  - 建築物に掲示した環境性能を示す表示を撮影した写真(カラープリンタによる印刷も可)を添付してください。

第17号様式(第20条関係)(第1面)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

特定開発事業温暖化対策計画書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

住 所

氏 名

印

神奈川県地球温暖化対策推進条例第34条第1項の規定により、次のとおり提出します。

特定開発事業者の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名	
特定開発事業者の住所又は主たる事務所の所在地	
特定開発事業の名称	
特定開発事業を行う土地の位置及び区域	
特定開発事業の目的	
工事の着手予定年月日	年 月 日
工事の完了予定年月日	年 月 日
連絡先	部 署 名 電 話 番 号 F A X 番 号 電子メールアドレス

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

(第2面)

特定開発事業の概要	特定開発事業を行う区域の面積	m <sup>2</sup>			
	予定建築物の概要	棟番号	用途	延べ面積	備考
				m <sup>2</sup>	
				m <sup>2</sup>	
				m <sup>2</sup>	
				m <sup>2</sup>	
				m <sup>2</sup>	
		延べ面積の合計		m <sup>2</sup>	
温室効果ガスの排出の抑制を図るため実施しようとする措置の内容	エネルギー使用の合理化				
	ヒートアイランド現象の緩和				
	交通環境への配慮				
	緑の保全と創出				
	工事に係る配慮				

(第3面)

新エネルギー等の活用に係る検討の結果	検討を行った項目	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 風力発電設備 <input type="checkbox"/> 水力発電設備 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 太陽熱利用設備 <input type="checkbox"/> バイオマス発電・熱利用設備 <input type="checkbox"/> 温度差熱利用設備
	導入予定設備		
特定建築物に係る地球温暖化対策の措置の評価の目標	棟番号	評価の目標	
備考			

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 □のある欄には、該当する□内にレ印又は■印を付してください。
- 3 第1面の「特定開発事業を行う土地の位置及び区域」の欄の区域は、特定開発事業が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域とします。
- 4 第2面の「用途」の欄には、事務所、学校、物販店、飲食店、集会所、工場、病院、ホテル又は住宅の別を記入してください。
- 5 第3面の「特定建築物に係る地球温暖化対策の措置に係る評価の目標」の欄は、予定建築物に神奈川県地球温暖化対策推進条例第18条に規定する特定建築物が含まれる場合に記入してください。
- 6 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 7 位置図、現況図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図及び新エネルギー等の活用に係る検討の内容を確認できる書類を添付してください。

第18号様式 (第21条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

特定開発事業温暖化対策計画変更届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
 住 所  
 氏 名

㊟

神奈川県地球温暖化対策推進条例第35条の規定により、次のとおり届け出ます。

計画書提出特定開発事業者の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名			
計画書提出特定開発事業者の住所又は主たる事務所の所在地			
特定開発事業の名称			
特定開発事業を行う土地の位置及び区域			
特定開発事業温暖化対策計画書の提出年月日	年 月 日	受付番号	
変 更 内 容	変更前		変更後
変 更 理 由			
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日		
連 絡 先	部 署 名 電 話 番 号 F A X 番 号 電子メールアドレス		

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。  
 3 位置図、現況図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図及び新エネルギー等の活用に係る検討の内容を確認できる書類のうち、変更しようとする事項に係る図面等を添付してください。

第19号様式(第22条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

特定開発事業温暖化対策計画中止届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
 住 所  
 氏 名

印

神奈川県地球温暖化対策推進条例第36条の規定により、次のとおり届け出ます。

計画書提出特定開発事業者の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名			
計画書提出特定開発事業者の住所又は主たる事務所の所在地			
特定開発事業の名称			
特定開発事業を行う土地の位置及び区域			
特定開発事業温暖化対策計画書の提出年月日	年 月 日	受付番号	
中止年月日	年 月 日		
連絡先	部署名 電話番号 FAX番号 電子メールアドレス		

※受付欄		※特記欄	
------	--	------	--

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
 2 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。



第20号様式(第23条関係)(第1面)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

特定開発事業完了届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

住 所

氏 名

㊟

神奈川県地球温暖化対策推進条例第37条の規定により、次のとおり届け出ます。

計画書提出特定開発事業者の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名			
計画書提出特定開発事業者の住所又は主たる事務所の所在地			
特定開発事業の名称			
特定開発事業を行う土地の位置及び区域			
特定開発事業温暖化対策計画書の提出年月日	年 月 日	受付番号	
工事の着手年月日	年 月 日		
工事の完了年月日	年 月 日		
連絡先	部 署 名 電 話 番 号 F A X 番 号 電子メールアドレス		

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

(第2面)

特定 開 発 事 業 の 概 要	特定開発事業を行う 区域の面積	m <sup>2</sup>			
	予定建築物の概要	棟番号	用途	延べ面積	備考
				m <sup>2</sup>	
				m <sup>2</sup>	
				m <sup>2</sup>	
				m <sup>2</sup>	
				m <sup>2</sup>	
	延べ面積の合計		m <sup>2</sup>		
温室効果ガスの排出の抑制を図るため実施しようとする措置の内容	エネルギー使用の合理化				
	ヒートアイランド現象の緩和				
	交通環境への配慮				
	緑の保全と創出				
	工事に係る配慮				

(第3面)

新エネルギー等の活用に係る検討の結果	(導入した設備)		
特定建築物に係る地球温暖化対策の措置の評価の目標及び結果	棟番号	評価の目標	評価の結果
備考			

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 第2面の「用途」の欄には、事務所、学校、物販店、飲食店、集会所、工場、病院、ホテル又は住宅の別を記入してください。
- 3 第3面の「特定建築物に係る地球温暖化対策の措置の評価の目標及び結果」の欄は、予定建築物に神奈川県地球温暖化対策推進条例第18条に規定する特定建築物が含まれる場合に記入してください。
- 4 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。
- 5 工事の完了後の状態を確認することができる書類を添付してください。

第21号様式(第29条関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

温室効果ガス削減事業登録申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号	〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
住所	
氏名	

印

他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業について別紙のとおり登録を受けたいので、神奈川県地球温暖化対策推進条例第49条第2項の規定により申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

- 備考
- 1 この申請書は、事業ごとに提出してください。
  - 2 ※印の欄は、記入しないでください。
  - 3 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。



第22号様式 (第35条関係) (用紙 日本工業規格A4縦長型)

温室効果ガス削減事業登録事項変更申請書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
 住 所  
 氏 名

㊞

神奈川県地球温暖化対策推進条例第50条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業者の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名			
事業者の住所又は主たる事務所の所在地			
登録に係る事業の名称			
登録に係る事業の区分	神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則第27条 <input type="checkbox"/> 第1号該当事業 <input type="checkbox"/> 第5号該当事業 <input type="checkbox"/> 第2号該当事業 <input type="checkbox"/> 第6号該当事業 <input type="checkbox"/> 第3号該当事業 <input type="checkbox"/> 第7号該当事業 <input type="checkbox"/> 第4号該当事業		
登 録 年 月 日		登録番号	
変 更 内 容	変更前		変更後
変 更 理 由			
登録に係る事業の連絡先	部 署 名 電 話 番 号 F A X 番 号 電子メールアドレス		

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

- 備考 1 この申請書は、事業ごとに提出してください。  
 2 ※印の欄は、記入しないでください。  
 3 □のある欄には、該当する□内にレ印又は■印を付してください。  
 4 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。  
 5 変更後の温室効果ガス削減事業登録申請書の別紙を添付してください。

第23号様式 (第36条関係) (用紙 日本工業規格A 4 縦長型)

温室効果ガス削減事業登録事項変更届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
住 所  
氏 名

㊟

神奈川県地球温暖化対策推進条例第51条第1項の規定により、次のとおり変更を届け出ます。

事業者の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名			
事業者の住所又は主たる事務所の所在地			
登録に係る事業の名称			
登録に係る事業の区分	神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則第27条 <input type="checkbox"/> 第1号該当事業 <input type="checkbox"/> 第5号該当事業 <input type="checkbox"/> 第2号該当事業 <input type="checkbox"/> 第6号該当事業 <input type="checkbox"/> 第3号該当事業 <input type="checkbox"/> 第7号該当事業 <input type="checkbox"/> 第4号該当事業		
登 録 年 月 日		登録番号	
変 更 内 容	変更前		変更後
変 更 理 由			
登録に係る事業の連絡先	部 署 名 電 話 番 号 F A X 番 号 電子メールアドレス		

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

- 備考 1 この届出書は、事業ごとに提出してください。  
 2 ※印の欄は、記入しないでください。  
 3 □のある欄には、該当する□内にレ印又は■印を付してください。  
 4 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。  
 5 変更後の温室効果ガス削減事業登録申請書の別紙を添付してください。

第24号様式 (第36条関係) (用紙 日本工業規格A 4 縦長型)

温室効果ガス削減事業登録廃止届出書

年 月 日

神奈川県知事殿

郵便番号 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
 住 所  
 氏 名

㊟

神奈川県地球温暖化対策推進条例第51条第 1 項の規定により、次のとおり廃止を届け出ます。

事業者の氏名又は名称及び法人にあつては、代表者の氏名			
事業者の住所又は主たる事務所の所在地			
登録に係る事業の名称			
登録に係る事業の区分	神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則第27条 <input type="checkbox"/> 第 1 号該当事業 <input type="checkbox"/> 第 5 号該当事業 <input type="checkbox"/> 第 2 号該当事業 <input type="checkbox"/> 第 6 号該当事業 <input type="checkbox"/> 第 3 号該当事業 <input type="checkbox"/> 第 7 号該当事業 <input type="checkbox"/> 第 4 号該当事業		
登 録 年 月 日		登録番号	
登録に係る事業の連絡先	部 署 名 電 話 番 号 F A X 番 号 電子メールアドレス		

※ 受 付 欄		※ 特 記 欄	
------------------	--	------------------	--

- 備考 1 この届出書は、事業ごとに提出してください。  
 2 ※印の欄は、記入しないでください。  
 3 □のある欄には、該当する□内にレ印又は■印を付してください。  
 4 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。



神奈川県地球温暖化対策計画書審査会規則をここに公布する。

平成21年9月29日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第74号

### 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)により設置された神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

**第2条** 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会(以下「審査会」という。)は、神奈川県地球温暖化対策推進条例(平成21年神奈川県条例第57号)第17条第2項の規定による事業活動温暖化対策計画書又は同条例第39条第2項の規定による特定開発事業温暖化対策計画書の内容の改善の求めにつき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。

(委員)

**第3条** 審査会の委員(以下「委員」という。)は、地球温暖化対策に関する事項について学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第4条** 審査会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

**第5条** 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員でない者の出席)

**第6条** 審査会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、地球温暖化対策に係る事業を実施する者その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 審査会の庶務は、環境農政部環境計画課において処理する。

(委任)

**第8条** この規則に定めるもののほか、審査会の運営その他審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。